

建築基準法第7条の3第1項及び第6項に規定する

中間検査における特定工程等の指定について

埼玉県における中間検査の特定工程等の指定内容が、平成21年1月1日から下記のとおり変更となります。

主な変更点は、平成19年6月の改正建築基準法で新設された「法定特定工程」（3階建て以上の共同住宅における2階の床・梁の配筋工事の工程）に相当する中間検査が、5階建て以上のすべての建築物に義務づけられたことです（鉄骨造は1階の建て方工事の工程）。これにより、**5階建て以上の建築物は、完了までに2回の中間検査を受検する必要があります。**

【変更点】主要構造部を非木造とした建築物の取扱い

	1、2階建て		3、4階建て		5階建て以上	
	基礎	2階床梁	基礎	2階床梁	基礎	2階床梁
共同住宅(RC造等)	—	—	—	19年6月から 対象	従来から 対象	19年6月から 対象
上記以外の建築物	—	—	—	—	従来から 対象	新たに 対象

新しい

特定工程等の指定（平成20年11月28日埼玉県告示第1600号）

中間検査を行う区域

埼玉県全域（特定行政庁10市も同様の指定をしています）

中間検査を行う期間

施行日（平成21年1月1日）から3年間

中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模・特定工程・特定工程後の工程

1 主要構造部の全部又は一部を木造とした住宅（共同住宅及び住宅以外の用途を兼ねる建築物を含む。）で、地階を除く階数が3以上のもの＜従前から変更なし＞

特定工程	特定工程後の工程
屋根工事を完了した時点	壁の外装工事及び内装工事 （構法上やむを得ない工事を除く。）

□ 主要構造部を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（これらの構造に類するものや併用するものを含む。）としたもので、地階を除く階数が5以上のもの

回	区分	特定工程	特定工程後の工程
1	共通	基礎の配筋工事を完了した時点	基礎コンクリートの打設工事
2	鉄骨造	1階の建て方工事を完了した時点	耐火被覆工事その他鉄骨部分を覆う工事
	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事を完了した時点（※建築基準法第7条の3第1項第1号に規定する工程に係る工事を除く）	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打設工事

※法定特定工程との重複指定を避けるために除外規定を設けました。実際には**□**に該当するすべての建築物で2回の中間検査が義務づけとなります。

適用

施行日以後に、建築確認申請及び計画通知（計画変更を含む）を提出する建築物について適用します。

平成18年1月1日から施行日の前日までに建築確認申請を提出した建築物及び平成19年6月20日から施行日の前日までに計画通知を提出した建築物であって、従前の告示による中間検査の対象となるものであり、かつ、当該中間検査を受けていないものについては、なお従前の例によります。

例：地階を除く階数が5以上の非木造建築物の中間検査（法定特定工程に係る工事を除く）

~H20.12.31	H21.1.1~H23.12.31	第2回の中間検査
□—■ △ ①	②	不要
□—■ △ ①	○ ● ②	不要
□—■ △ ①	○—● ②	必要
□—■ △ ①	② ○—●	※不要
	□—■ △ ① ②	不要
	□—■ △ ① ②	必要

□確認申請 ■確認済証 ○計画変更の確認申請 ●計画変更の確認済証 △着工

①基礎の特定工程に係る中間検査 ②2回目の特定工程に達した時期

※計画変更を行った際に、既に2回目の特定工程を過ぎている場合は、当該工程の中間検査は不要

埼玉県都市整備部建築指導課防災指導担当

電話 048-830-5525 Mail a5510-06@pref.saitama.lg.jp

URL <http://www.pref.saitama.jp/A10/BG00/kentl/top-p/kensika.html>



埼玉県のマスコット コバトン